

前橋市監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年1月14日

前橋市監査委員 関 哲哉
同 鈴木俊司
同 金井清一

内監
令和7年1月14日

前橋市長 小川晶様
前橋市議会議長 笠原久様
前橋市教育委員会教育長 吉川真由美様

前橋市監査委員 関哲哉
同 鈴木俊司
同 金井清一

行政監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

令和 6 年度

行政監査結果報告書

～公の施設の指定管理者制度について～

前橋市監査委員

目 次

第 1	監査基準への準拠	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査のテーマ	1
第 4	監査の目的	1
第 5	監査の対象	1
第 6	監査の期間	1
第 7	監査の主な着眼点	1
第 8	監査の実施内容	1
第 9	監査の結果	2
1	監査対象の施設について	2
2	指定管理者の募集・選定等について	3
3	条例・要綱・協定書等にのっとった管理運営について	10
4	現場実査について	17
第10	意見及び要望	17
1	個別的事項	17
2	総括	19
参考資料		
公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例		21
指定管理者の指定に関する事務取扱要綱（抜粋）		23

凡 例

- 1 文中、各表及びグラフ中の数値は、令和5年度の状況における調査票の回答結果に基づき作成した。
- 2 文中、各表及びグラフ中で用いる百分率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入した。なお、構成比（%）は、合計が100となるように一部調整した。

行政監査結果報告書

第1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査

第3 監査のテーマ

公の施設の指定管理者制度について

第4 監査の目的

平成15年度の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営について、それまで公共的団体等に限定してきた管理委託制度が廃止され、広く民間事業者の参入を認める指定管理者制度が導入された。

本市では、平成16年度に「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下「指定手続条例」という。）を制定し、平成17年度から指定管理者制度を導入しているが、近年の指定管理者監査においては、公の施設の管理に関する協定書などに基づかない事務執行や、施設の安全管理に疑義が生じる状況等が見受けられているところである。

こうしたことを踏まえ、指定管理に係る事務執行や、安全管理の状況等を検証することにより、今後の適正な事務に資することを目的とする。

第5 監査の対象

令和6年3月31日現在において指定管理者制度を導入している施設

第6 監査の期間

令和6年5月7日から令和7年1月8日まで

第7 監査の主な着眼点

- ・指定管理者の募集、選定等は適切に行われているか。
- ・条例、要綱、協定書等にのっとった管理運営がされているか。
- ・近年の指定管理者監査における事務執行や、安全管理の状況等の指摘事項などが、監査対象の施設において対応されているか。

第8 監査の実施内容

監査対象の施設所管課に、調査票、関係資料の提出を求め、現場実査及び関係職員から聴取りを実施した。

第9 監査の結果

1 監査対象の施設について

監査対象の施設については、表1のとおりである。

なお、下線部の施設を抽出し、安全管理の状況等の現場実査を行った。

表1 対象施設一覧

令和6年3月31日現在

No	施設名	指定管理者	指定期間	施設所管部局・課	
1	<u>市民文化会館</u> <u>市民文化会館大胡分館</u>	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで		文化国際課
2	市民体育館、王山運動場、北部運動場、清里方面運動場、三俣テニスコート、河川敷グランド(中央緑地、敷島緑地、大渡緑地)、 <u>大渡温水プール・トレーニングセンター</u> 、 <u>大渡体育館</u> 、大胡体育館、 <u>宮城体育館</u> 、宮城プール、宮城総合運動場、粕川総合グランド、粕川西部運動場、千本桜野球場、富士見総合グランド、六供温水プール、市民プール、下増田運動場、桃ノ木川グランド、日吉体育館	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	文化スポーツ 観光部	スポーツ課
3	前橋総合運動公園 <u>大胡総合運動公園</u>	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで		スポーツ課
4	道の駅まえばし赤城	株式会社 ロードステーション前橋上武	令和5年1月21日から 令和20年3月31日まで		観光政策課
5	老人福祉センター(しきしま、ひろせ、おおとも、かすかわ、ふじみ)みやぎふれあいの郷	社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで		長寿包括ケア課
6	福祉作業所(第一、第二、第三、大胡、宮城、粕川、富士見)	社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	福祉部	障害福祉課
7	心身障害者 デイサービスセンター	社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで		障害福祉課
8	<u>総合福祉会館</u> <u>第四コミュニティセンター</u>	社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで	福祉部 教育委員会 事務局	指導監査課 生涯学習課
9	<u>子育てひろば</u>	NPO法人 まえばし保育ネットワーク	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	こども未来部	こども施設課
10	ジョブセンターまえばし	セントラルグループ 共同企業体	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで		産業政策課
11	創業センター	一般社団法人 前橋起業支援センター	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	産業経済部	産業政策課
12	<u>立体駐車場(城東町、5番街、千代田町二丁目)</u>	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで		にぎわい商業課
13	<u>地産地消センター</u>	前橋市農業協同組合	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで		農政課
14	富士見農産物加工施設	前橋市農業協同組合	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	農政部	農政課
15	粕川農産物加工施設	株式会社ミツミファーム	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで		農政課

No	施設名	指定管理者	指定期間	施設所管部局・課	
16	駐車場(群馬総社駅前、前橋大島駅北口、前橋大島駅南口、駒形駅南口第一、駒形駅南口第二、新前橋駅東口、大胡駅前、前橋駅北口駅前広場)、自転車等駐車場(前橋駅東側、前橋駅西側、駒形駅南口、新前橋駅東口自転車、新前橋駅東口原付自転車、群馬総社駅前)	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで	建設部	道路管理課
17	中央児童遊園(通称 るなぱあく)	Made in MAEBASHI コンソーシアム共同企業体	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで		公園管理事務所
18	富士見温泉見晴らしの湯 ふれあい館	株式会社NSP群馬	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで		公園管理事務所
19	粕川温泉元気ランド	コーエイ株式会社	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで		公園管理事務所
20	荻窪公園の温水利用健康づくり施設(通称 あいのやまの湯)	コーエイ株式会社	令和5年4月1日から 令和11年3月31日まで		公園管理事務所
21	赤城少年自然の家	株式会社NSP群馬	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	教育委員会 事務局	生涯学習課
22	林間研修施設おおさる山乃家	NPO法人まえばし農学舎	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで		生涯学習課

2 指定管理者の募集・選定等について

本監査における調査票では、主に指定管理者の指定に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に沿った事務が行われているかを確認した。以下、個別の事項についての調査結果である。

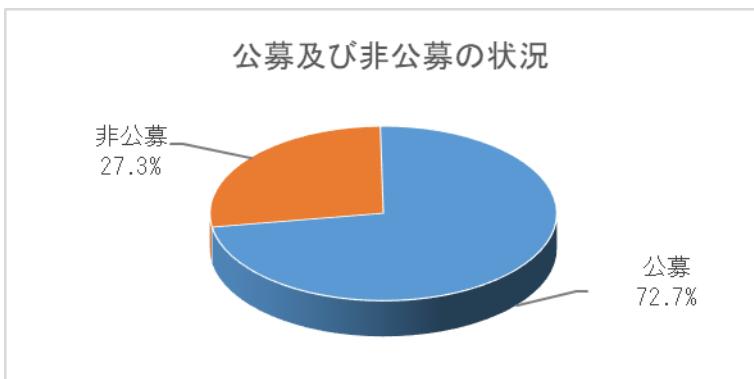
(1) 公募及び非公募の状況について

公募及び非公募の状況については、表2のとおりである。

「公募」が16施設（72.7%）、「非公募」が6施設（27.3%）であった。

表2 公募及び非公募の状況 (単位：%)

区分	公募	非公募	合計
施設数	16	6	22
構成比	72.7	27.3	100



(2) 告示について

告示については、指定手続条例第9条において、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するときは、その旨を告示しなければならないと規定しているが、公募している全16施設で告示していた。

(3) 公募の方法について

公募については、次の方法により原則公募すると規定しているが、その状況は表3のとおりである。

- ア 本庁舎での資料の配布
- イ 広報まえはしへの掲載
- ウ インターネットホームページへの掲載

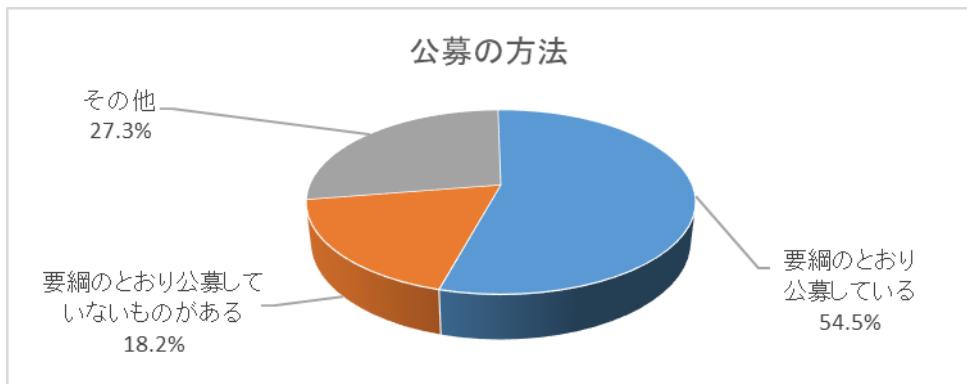
「要綱のとおり公募している」が12施設(54.5%)、「要綱のとおり公募していないものがある」が4施設(18.2%)、「その他」が6施設(27.3%)となっている。

「要綱のとおり公募していないものがある」の4施設は、本庁舎(外部施設においては、その施設)での資料の配布を行っていなかった。「その他」の6施設は、全て非公募であった。

表3 公募の方法

(単位: %)

区分	要綱のとおり公募している	要綱のとおり公募していないものがある	その他	合計
施設数	12	4	6	22
構成比	54.5	18.2	27.3	100



(4) 募集要項について

ア 募集要項の作成及び公募の有無について

募集要項については、次に掲げる事項を明示した募集要項を作成し、公募すると規定しているが、その状況は表4のとおりである。

- (ア) 施設の概要、(イ) 指定管理者の指定を受けようとする団体に必要な資格
- (ウ) 申請の期間及び場所、(エ) 申請に必要な書類
- (オ) 指定管理者に行わせる業務の具体的な内容
- (カ) 指定管理者に管理を行わせようとする期間
- (キ) 指定管理料、(ク) リスク分担

- (ヶ) 施設の管理を行わせようとする指定管理者の選定の基準及び方法
- (コ) 市議会の議決
- (サ) その他市長が必要と認める事項
 - 説明会（現場説明会を含む）に関する事項、利用料金制度に関する事項、協定に関する事項など

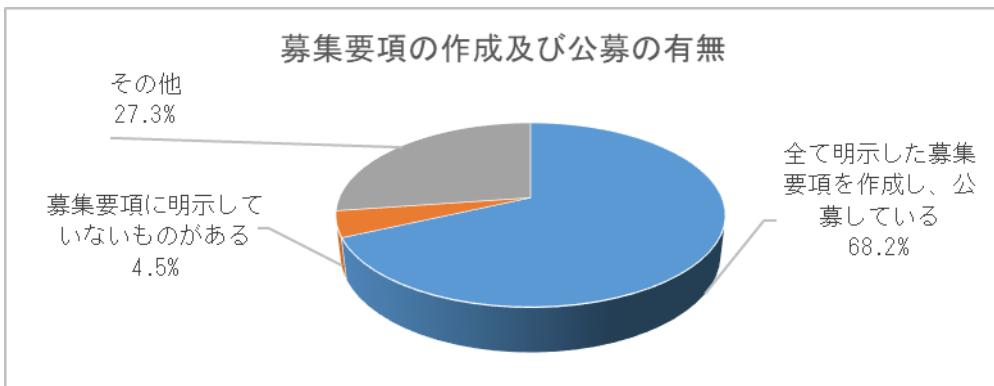
「全て明示した募集要項を作成し、公募している」が15施設（68.2%）、「募集要項に明示していないものがある」が1施設（4.5%）、「その他」が6施設（27.3%）であった。

「募集要項に明示していないものがある」については、リスク分担についての明示がなかったが、仕様書に明示しているためであった。「その他」の6施設は、全て非公募であった。

表4 募集要項の作成及び公募の有無 (単位：%)

区分	全て明示した募集要項を作成し、公募している	募集要項に明示していないものがある	その他	合計
施設数	15	1	6	22
構成比	68.2	4.5	27.3	100

※「全て明示した募集要項を作成し、公募している」15施設のうち6施設は、指定管理料又はリスク分担についての記載がなかったが、要綱改正前は公募実施時に明示する事項ではなかった。



イ 指定管理料の算定の根拠について

指定管理料の算定の根拠については、表5のとおりである。

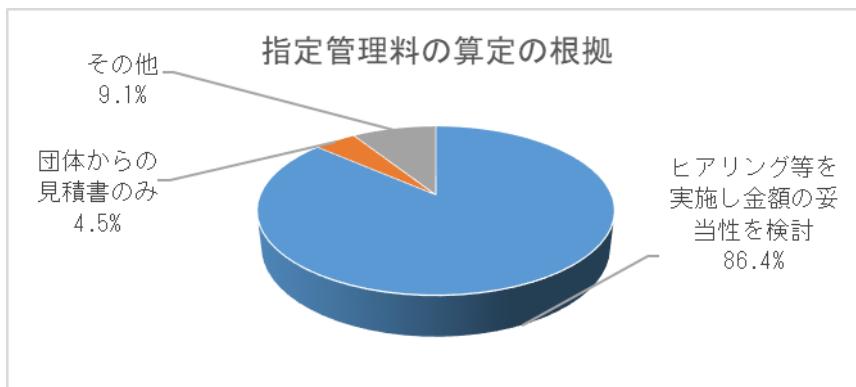
「ヒアリング等を実施し金額の妥当性を検討」が19施設（86.4%）、「団体からの見積書のみ」が1施設（4.5%）、「その他」が2施設（9.1%）であった。

「その他」については、プロポーザル参加団体の收支計画書を根拠としているためが1施設、必要項目を列挙し、相手方に経費計算をさせる方式としているためが1施設であった。

表5 指定管理料の算定の根拠

(単位 : %)

区分	ヒアリング等を実施し金額の妥当性を検討	団体からの見積書のみ	その他	合計
施設数	19	1	2	22
構成比	86.4	4.5	9.1	100



(5) 公募について

ア 公募の応募団体数について

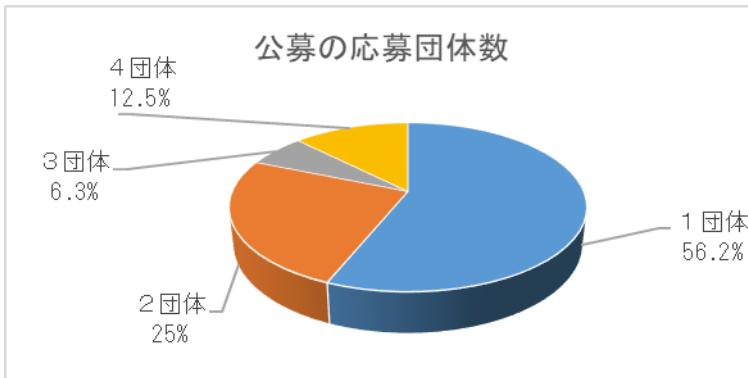
公募の応募団体数については、表6のとおりである。

「1団体」が9施設(56.2%)、「2団体」が4施設(25%)、「3団体」が1施設(6.3%)、「4団体」が2施設(12.5%)であった。「1団体」の施設においては、公募数を増やす取組を実施していない施設があるのに対し、市外業者も対象とする、第三者に委託することができる業務を追加するなど、公募数を増やす取組を実施している施設もあった。

表6 公募の応募団体数

(単位 : %)

区分	1団体	2団体	3団体	4団体	合計
施設数	9	4	1	2	16
構成比	56.2	25	6.3	12.5	100



イ 選定委員会設置要綱の制定及び選定委員会の設置について

選定委員会設置要綱を制定し、申請者から提出された書類を審査する機関として、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置すると規定しているが、公募している全16施設で「制定及び設置している」であった。

ウ 選定委員について

選定委員会の委員は、選定手続の公正性・客観性などを確保する観点から行政以外の外部委員を過半数以上入れることと規定しているが、公募している全16施設で「行政以外の外部委員を過半数以上入れている」であった。

エ 選定結果等の公表について

指定団体名、指定期間、応募団体名、指定管理者の選定結果（選定方法、選定委員、選定基準、選定委員会開催結果、採点表及び選定理由）及び募集に係る関係資料は、指定議案議決後速やかに市ホームページにおいて公表すると規定しているが、その実施状況は表7のとおりである。

「全て公表している」が12施設（75%）、「公表していないものがある」が3施設（18.8%）、「全て公表していない」が1施設（6.2%）であった。

「公表していないものがある」については、採点表を公表していなかった。

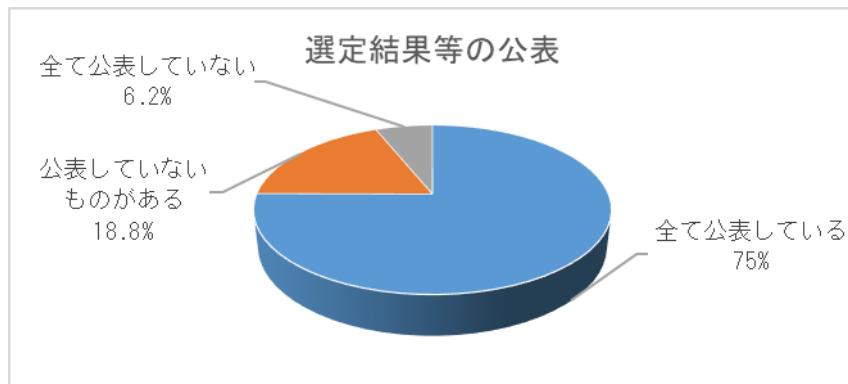
「全て公表していない」は公表を失念していたためであった。

表7 選定結果等の公表

（単位：%）

区分	全て公表している	公表していない ものがある	全て公表していない	合計
施設数	12	3	1	16
構成比	75	18.8	6.2	100

※「全て公表している」12施設のうち1施設は、採点表を公表していなかったが、要綱改正前は公表する事項ではなかった。



(6) 非公募について

ア 非公募の理由について

指定手続条例第4条では、①公募において団体からの申請がないとき、②公募において当該施設の管理を行わせることが適当と認められる団体がないとき、③その他市長が特に必要があると認めるときは、公募によらない選定を行うことができると規定している。

非公募の理由については、非公募の全6施設で「③その他市長が特に必要があると認めるとき」であり、利用者の特性（知的障害者など）に応じて、同じ事業者による継続的な支援が必要なためなどであった。

イ 選定結果等の公表について

指定団体名、指定期間、指定管理者の選定結果（選定方法、非公募理由及び選定理由）は、指定議案議決日以降、市ホームページにおいて公表すると規定しているが、非公募の全6施設で「全て公表している」であった。

（7）選定結果の公開について

ア 選定結果の公開について

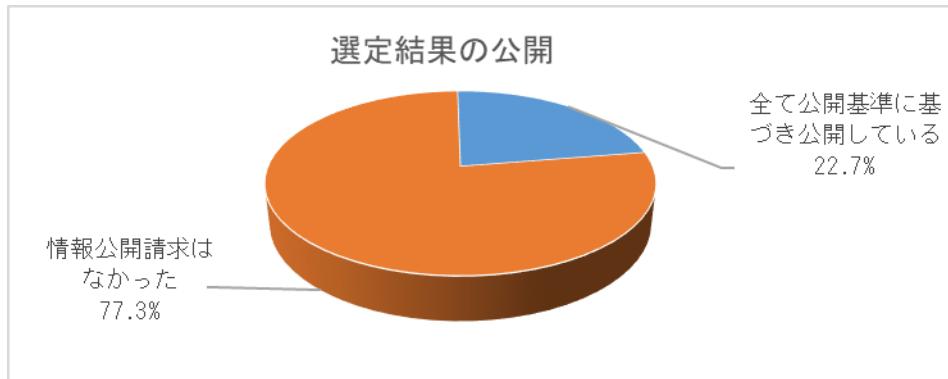
選定結果に関する情報公開請求があった場合は、「指定管理者の応募書類及び選定委員会の会議結果等の公開基準について（以下「公開基準」という。）」に基づき公開すると規定しているが、その状況は表8のとおりである。

「全て公開基準に基づき公開している」が5施設（22.7%）、「情報公開請求はなかった」が17施設（77.3%）であった。

表8 選定結果の公開

（単位：%）

区分	全て公開基準に基づき公開している	情報公開請求はなかった	合計
施設数	5	17	22
構成比	22.7	77.3	100



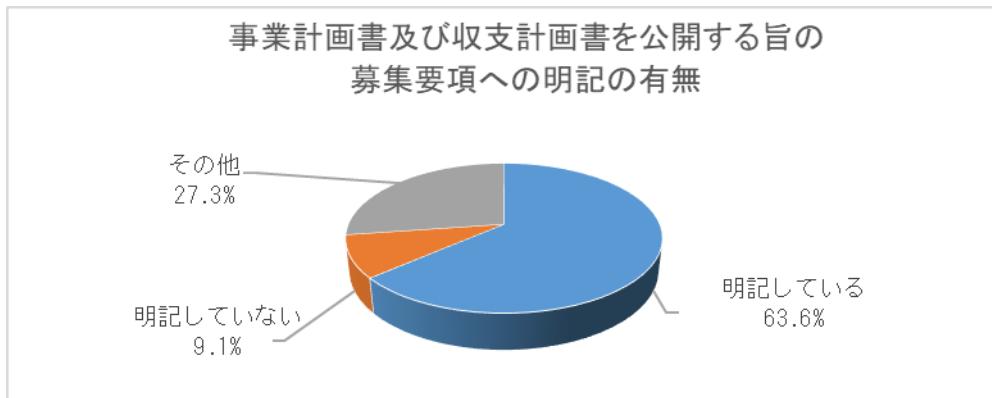
イ 事業計画書及び収支計画書を公開する旨の募集要項への明記の有無について

公開基準において、事業計画書及び収支計画書には団体の経営のノウハウに触れる部分が含まれているが、指定管理者の候補者に選定された団体の事業計画書及び収支計画書については、公開するため、その旨を募集要項に明記すると規定しているが、その状況は表9のとおりである。

「明記している」が14施設（63.6%）、「明記していない」が2施設（9.1%）、「その他」が6施設（27.3%）であった。「明記していない」の2施設は失念していたためであり、「その他」の6施設は非公募であり募集要項を作成していないためであった。

表9 事業計画書及び収支計画書を公開する旨の募集要項への明記の有無 （単位：%）

区分	明記している	明記していない	その他	合計
施設数	14	2	6	22
構成比	63.6	9.1	27.3	100



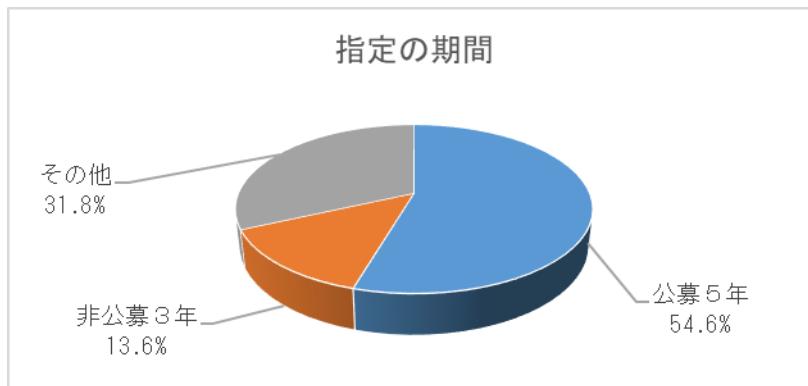
(8) 指定の期間について

指定の期間は、公募5年・非公募3年を原則とするが、施設における特殊な事情等があるときは、個別に検討すると規定しており、その状況は表10のとおりである。

「公募5年」が12施設(54.6%)、「非公募3年」が3施設(13.6%)、「その他」が7施設(31.8%)であった。「その他」については、「公募3年」が3施設、「公募6年」が1施設、「非公募2年」が2施設、「非公募15年」が1施設であった。

表10 指定の期間 (単位：%)

区分	公募5年	非公募3年	その他	合計
施設数	12	3	7	22
構成比	54.6	13.6	31.8	100



(9) 選定結果の通知について

ア 選定結果の通知の有無について

選定結果を速やかに申請者のすべてに通知しなければならないと規定しているが、全22施設で「申請者のすべてに通知している」であった。

イ 通知への選定（不選定）の理由の記載について

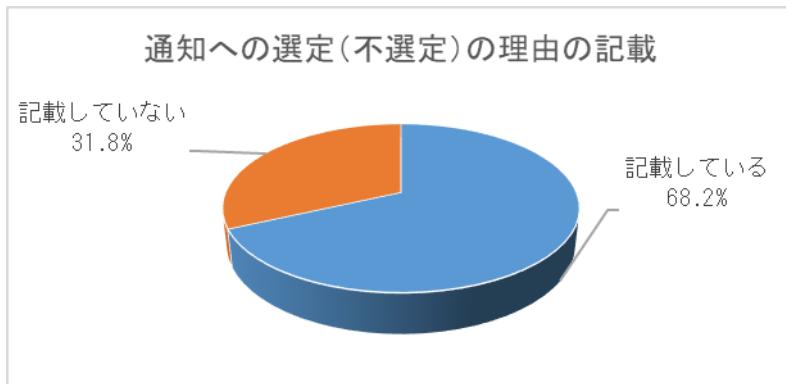
通知の内容は、選定結果のほか、できる限り選定（不選定）の理由を記載すると規定しているが、その状況は表11のとおりである。

選定（不選定）の理由を「記載している」が15施設(68.2%)、「記載していない」が7施設(31.8%)であった。「記載していない」については、市ホームページにおいて選定理由を記載しているためが4施設、通知後の協議にて直接選定理由を告げたためが3

施設であった。

表11 通知への選定(不選定)の理由の記載 (単位 : %)

区分	記載している	記載していない	合計
施設数	15	7	22
構成比	68.2	31.8	100



(10) 指定議案及び債務負担行為の議決について

指定管理者の指定を行う場合には議会の議決を経なければならないこととされており、また、指定期間を2年以上にした場合であって、指定管理者の指定により複数年度にわたる管理費用の支払債務を負担するときは、債務負担行為の議決が必要となると規定しているが、指定議案及び債務負担行為は全22施設で「議決されている」であった。

(11) 指定の通知及び告示について

指定議案の議決があったときは、指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に通知することとされており、また、指定管理者を指定したことを市民に周知するため、告示を要することと規定しているが、全22施設で「通知及び告示している」であった。

3 条例・要綱・協定書等にのっとった管理運営について

(1) 設置条例について

各施設の設置及び管理に関する条例には、主に次の事項を規定することとされているが、全22施設で「全て規定している」であった。

- ア 指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨の規定
- イ 指定管理者が行う管理の基準
(施設の適正な管理、個人情報の適正な取扱いに関する事項など)
- ウ 指定管理者が行う業務の範囲 (施設の維持管理、業務の内容、使用の承認など)
- エ (必要に応じて) 利用料金に関する事項

(2) 協定について

指定管理者を指定した場合には、当該指定管理者となる者と施設の管理運営に係る細目的な事項に関し協定を締結することとされており、当該協定は、指定の期間を通じた「基本協定」と、年度ごとの「年次協定」の2種類とし、協定で定める事項は次のとおりと規定している。

(ア) 基本協定

- a 当該施設の管理に関する事項
- b 市が支払うべき管理費用に関する事項
- c 事業の報告に関する事項
- d 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- e 原状回復義務及び損害賠償義務に関する事項
- f 情報公開及び個人情報保護に関する事項
- g リスク分担に関する事項
- h その他市長が必要と認める事項

(イ) 年次協定

- a 当該年度の管理費用に関する事項
- b その他市長が必要と認める事項

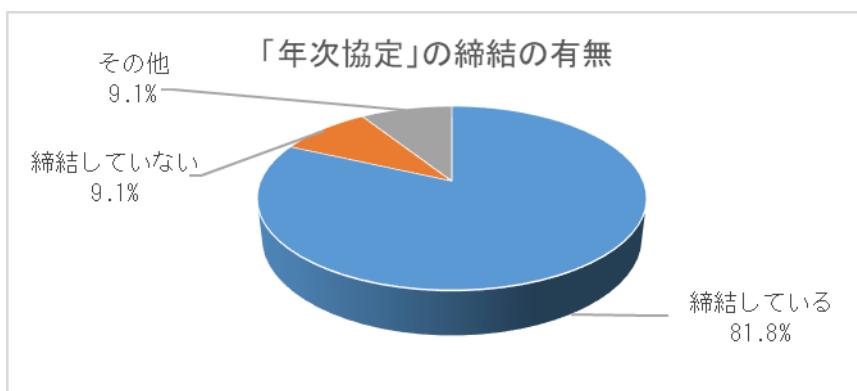
「基本協定」については全22施設で締結しており、「年次協定」については表12のとおりである。

「締結している」が18施設(81.8%)、「締結していない」が2施設(9.1%)、「その他」が2施設(9.1%)であった。「その他」の2施設については、協定締結時は「年次協定」を締結することが要綱に明示されていなかった。

表12 「年次協定」の締結の有無

(単位: %)

区分	締結している	締結していない	その他	合計
施設数	18	2	2	22
構成比	81.8	9.1	9.1	100



(3) リスク分担について

施設の管理においては、事故や施設の損傷など様々なリスクが発生する可能性があるため、リスク発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、想定されるリスク及び分担については、施設及び利用の形態に応じて定めるものとすると規定しているが、全22施設で「施設及び利用の形態に応じて定めている」であった。

(4) 施設点検について

ア 施設点検について

施設点検は、各種法令で義務付けられている法定点検と施設の管理者等が自ら行う自主点検に大きく分けられ、指定管理者施設においては、施設所管課自らが実施する場合を除き、これらの点検を指定管理者に行ってもらうためには、仕様書に明記しておくことが必要であると規定しているが、全22施設で「仕様書に明記している」であった。

イ 仕様書どおりの点検について

仕様書に明記されたとおりに点検されているかについては、全22施設で「仕様書に明記されたとおりに点検されている」であった。

ウ 施設点検の結果報告等について

施設点検の結果は市に適切に報告されているか。また、点検結果に基づき修繕等が必要な場合、速やかに対応できる状況になっているかについては、全22施設で「適切に報告され、速やかに対応できる状況になっている」であった。

エ 点検記録の保存について

実施した点検の記録は必ず保存しておくことと規定しているが、全22施設で「保存している」であった。

(5) 事業報告・業務の調査等について

ア 事業報告書の提出について

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に係る事業報告書を作成し、年度終了後30日以内に地方公共団体に提出しなければならないと規定しているが、全22施設で「30日以内に提出されている」であった。

イ 事業報告の内容について

事業報告の内容は、次のとおりと規定しているが、全22施設で規定された内容となっていた。

- (ア) 管理業務の実施状況報告書（各種事業の実施状況、利用者数など）
- (イ) 管理に係る収支決算書
- (ウ) その他、管理の実態を把握するために必要な書類

ウ 事業報告書の内容の指導について

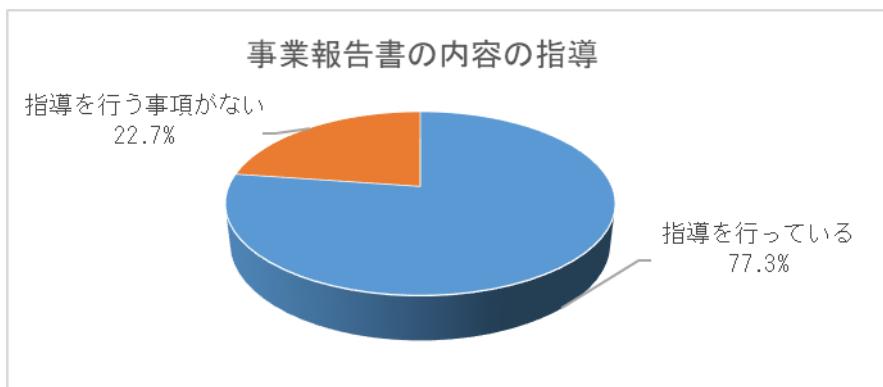
施設の所管課は、事業報告書の内容をよく精査し、必要に応じて、指定管理者に対して指導を行うと規定しているが、その状況は表13のとおりである。

内容をよく精査し、指定管理者に対して「指導を行っている」が17施設（77.3%）、「指導を行う事項がない」が5施設（22.7%）であった。

表13 事業報告書の内容の指導

(単位：%)

区分	指導を行っている	指導を行う事項がない	合計
施設数	17	5	22
構成比	77.3	22.7	100



エ 業務内容の改善の指示について

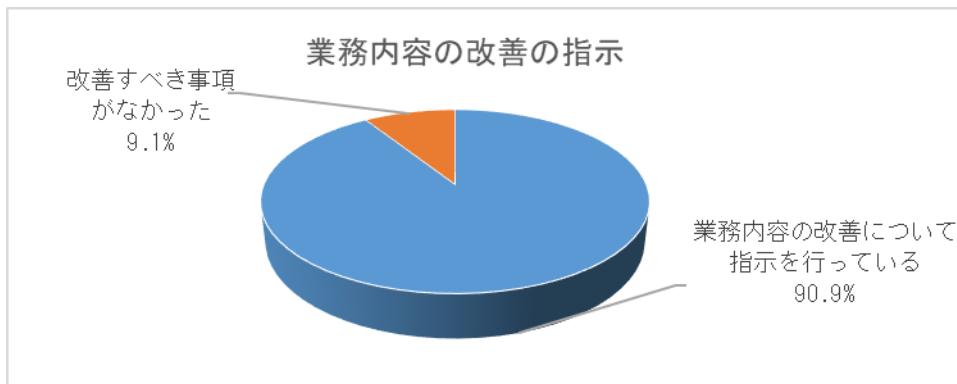
事業報告書の内容や実際の業務の状況等から指定管理者の業務内容に問題があると認めたときは、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、必要な場合は、業務内容の改善について指示を行うと規定しているが、その状況は表14のとおりである。

全22施設で指定管理者に対して報告を求め、実地についての調査を実施しており、「業務内容の改善について指示を行っている」が20施設(90.9%)、「改善すべき事項がなかった」が2施設(9.1%)であった。

表14 業務内容の改善の指示

(単位：%)

区分	業務内容の改善について指示を行っている	改善すべき事項がなかった	合計
施設数	20	2	22
構成比	90.9	9.1	100



オ 指定管理者の経営状況の確認について

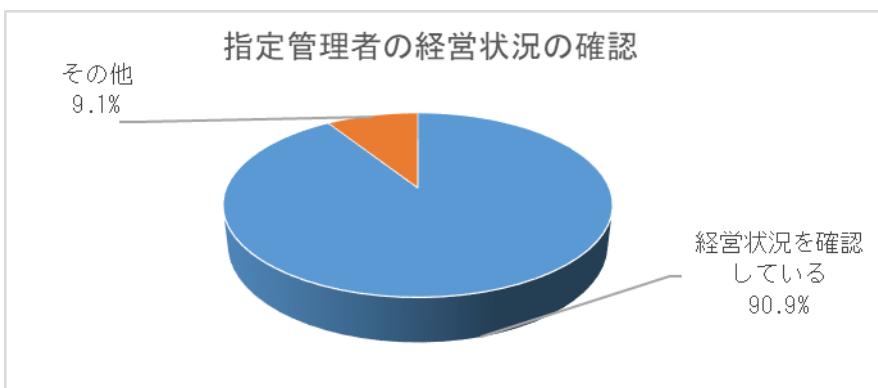
団体の経営状況は施設の管理業務にも影響を及ぼすものであることから、選定時と同様、指定管理期間中においても毎年度、決算書その他団体の経営状況を説明する書類の提出を

求め、経営状況を確認すると規定しているが、その状況は表15のとおりである。

「経営状況を確認している」が20施設(90.9%)、「その他」が2施設(9.1%)であった。「その他」については、毎年度ではなく、指定管理の更新ごとに団体の決算書を確認しているであった。

表15 指定管理者の経営状況の確認 (単位: %)

区分	経営状況を確認している	その他	合計
施設数	20	2	22
構成比	90.9	9.1	100



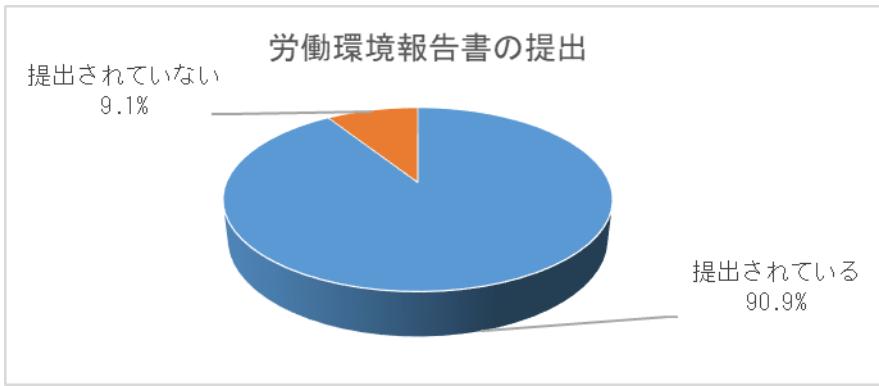
力 労働環境報告書の提出について

公契約基本条例の規定に基づく指定管理者の労働環境の確認については、全ての指定管理者を対象に行うものとし、確認の方法等については、「前橋市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱（平成25年8月26日伺定め。）」を準用して行うと規定している。同要綱では、確認の方法は、当該契約の相手方が労働環境報告書を市に提出することにより行うものとすると規定しているが、その状況は表16のとおりである。

「提出されている」が20施設(90.9%)、「提出されていない」が2施設(9.1%)であった。「提出されていない」については、実地検査の際に口頭で確認しているが1施設、労働環境報告書の徵取を失念していたが1施設であった。

表16 労働環境報告書の提出 (単位: %)

区分	提出されている	提出されていない	合計
施設数	20	2	22
構成比	90.9	9.1	100



キ 労働環境の変更の有無の確認について

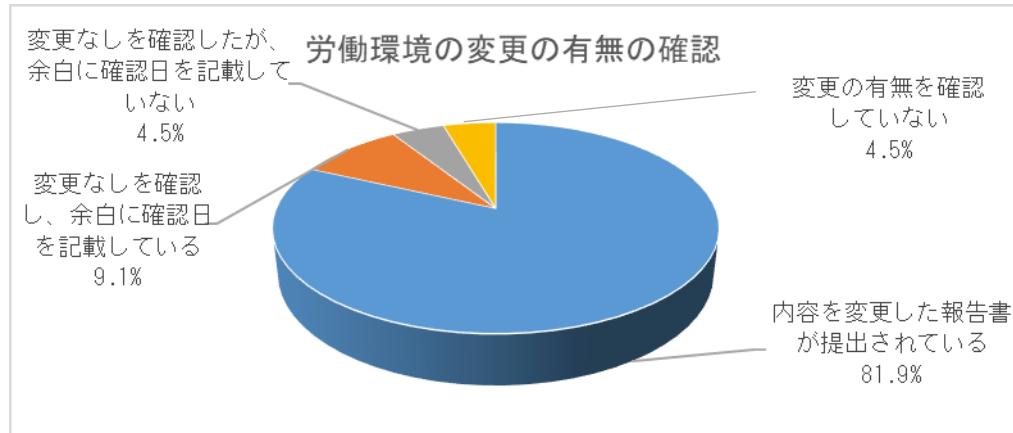
指定期間を複数年度としている場合は、毎年度指定管理者に労働環境の変更の有無を確認し、変更がある場合には速やかに内容を変更した労働環境報告書の提出を求めることが規定している。また、「長期継続契約及び指定管理者制度に係る労働環境の確認について（令和4年7月8日契約監理課長、行政管理課長通知）」では、変更なしの確認をした場合、提出済の労働環境報告書の余白に確認日を記載するとしているが、その状況は表17のとおりである。

「内容を変更した報告書が提出されている」が18施設（81.9%）、「変更なしを確認し、余白に確認日を記載している」が2施設（9.1%）、「変更なしを確認したが、余白に確認日を記載していない」が1施設（4.5%）、「変更の有無を確認していない」が1施設（4.5%）であった。

表17 労働環境の変更の有無の確認

(単位：%)

区分	内容を変更した報告書が提出されている	変更なしを確認し、余白に確認日を記載している	変更なしを確認したが、余白に確認日を記載していない	変更の有無を確認していない	合計
施設数	18	2	1	1	22
構成比	81.9	9.1	4.5	4.5	100



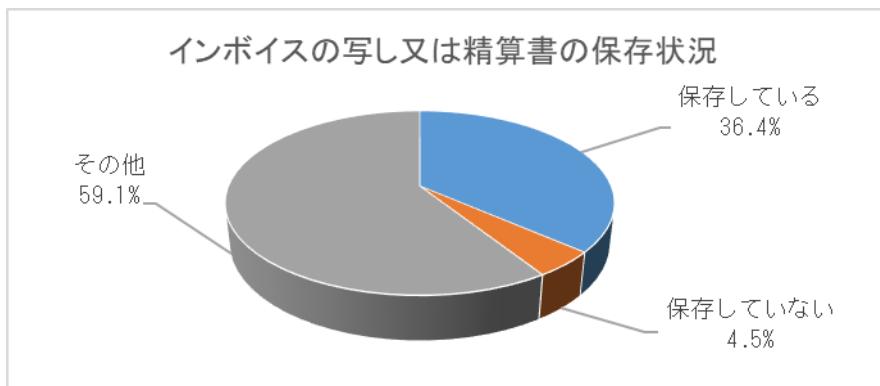
(6) インボイス制度について

インボイス制度においては、市に代わって指定管理者が施設の使用料を徴収する場合、媒介者交付特例により、市は指定管理者から受け取ったインボイスの写し又は精算書の保存が必要であると規定しているが、その状況は表18のとおりである。

インボイスの写し又は精算書を「保存している」が8施設(36.4%)、「保存していない」が1施設(4.5%)、「その他」が13施設(59.1%)であった。「その他」については、利用料金制を採用しているが6施設、該当なしが4施設、非課税事業であるが3施設であった。

表18 インボイスの写し又は精算書の保存状況 (単位: %)

区分	保存している	保存していない	その他	合計
施設数	8	1	13	22
構成比	36.4	4.5	59.1	100



(7) 事務決裁について

事務決裁については、全22施設で「指定管理者制度関係事務における事務決裁の専決区分等について」に基づき専決していた。

(8) 利用者数の目標設定等について

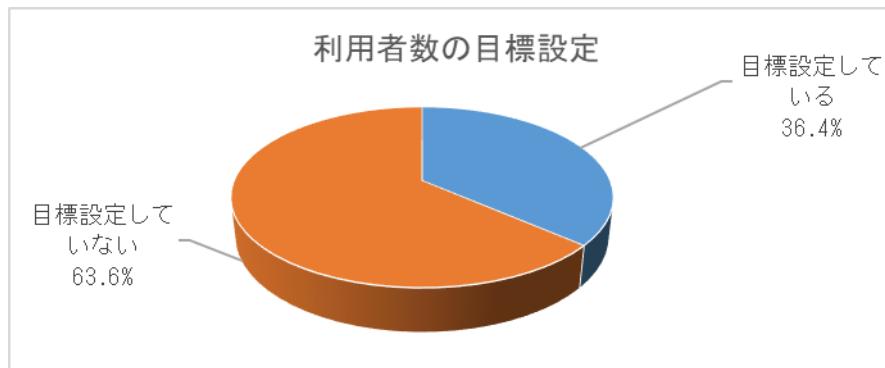
ア 利用者数の目標設定について

利用者数の目標設定をしているかについては、表19のとおりである。

目標設定しているが8施設(36.4%)、「目標設定していない」が14施設(63.6%)であった。

表19 利用者数の目標設定 (単位: %)

区分	目標設定している	目標設定していない	合計
施設数	8	14	22
構成比	36.4	63.6	100



イ アンケートの実施等について

アンケートの実施により利用者のニーズを把握・分析し、管理運営に活かしているかについては、全22施設で「管理運営に活かしている」であった。

ウ 利用者増加に向けた活動について

利用者増加に向けた活動を実施しているかについては、全22施設で「活動を実施している」であった。

具体的には、自主事業の実施（各種スポーツ教室、段ボール迷路の設置、星空ヨガなど）や、利用者の利便性向上のための取組（駐輪場の自動ゲート化、駐車場の電子マネー決済機能の追加、駐車場の事前精算、市ホームページやSNSで混雑状況を配信など）、施設見学の実施であった。

4 現場実査について

近年の指定管理者監査における安全管理の状況等の指摘事項などが、監査対象の施設において対応されているかを確認するため、監査対象とした施設の中から抽出し、事務局職員による現場実査を実施した。

その結果、おおむね適切な管理が行われていたが、一部の施設において、防水層の劣化による雨漏りや、雨漏りが原因と考えられる腐食やひび割れがあり、また、構造部材の耐火被覆が剥がれ落ちているなど、改善が必要な管理状況を確認した。このため、施設所管課にその状況を伝えるとともに、改善に向けての指導を行った。

第10 意見及び要望

本市における公の施設の指定管理者制度について、施設所管課から提出された調査票、関係資料の確認及び現場実査を行った結果を述べてきたが、監査の対象となった事務が監査基準第15条第2項第2号に規定する、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについては、おおむね適正に行われていると認められたが、次に記載のとおり一部に事務の改善や検討を要する事項があった。今後の指定管理に係る事務執行に当たっては、施設所管課で個別に判断することなく、要綱等にのっとるとともに、以下の事項に留意しながら、改善や見直しに向けた積極的な取組を求めるものである。

1 個別的事項

(1) 指定管理者の募集・選定等について

ア 公募の方法

公募の方法について、「本庁舎（外部施設においては、その施設）での資料の配布」を行っていないものがあった。これは、広報まえばし及び市ホームページへの掲載で十分な周知が図られている、資料配布を市ホームページからのダウンロードのみとする、と個別に判断していることが原因であると言える。

公募をするときには、要綱にのっとり実施されたい。

イ 募集要項の明示事項

募集要項に明示する事項について、「リスク分担」を明示していないものがあった。こ

れは、仕様書に明示しているためとのことであるが、募集要項以外で明示すればよい、と個別に判断していることが原因であると言える。また、「選定された団体の事業計画書及び収支計画書を公開する旨」の明示を失念しているものもあった。

令和4年1月の要綱改正の際に、明示する事項に「リスク分担」等が追加されていることから、募集要項を作成するときには、明示する事項に漏れがないか確認されたい。

ウ 選定結果等の公表

選定結果等の公表について、公表することを失念しているものがあった。

また、公表しているものの、「採点表」を公表していないものがあった。これは、市ホームページで選定理由を公表することにより、必要な情報を公表していると考えられる、と個別に判断していることが原因であると言える。

選定結果等については、要綱にのっとり公表するとともに、令和4年1月の要綱改正の際に、公表する事項に「採点表」等が追加されていることから、公表する事項に漏れがないか確認されたい。

エ 選定結果の通知の内容

選定結果の通知の内容について、選定結果のほか、選定（不選定）の理由を記載していないものがあった。これは、市ホームページで選定理由を記載しているためや、指定管理者に直接理由を告げているためとのことであった。

要綱では、選定結果のほか、できる限り選定（不選定）の理由を通知に記載するよう明示していることから、通知の内容について検討されたい。

（2）条例・要綱・協定書等にのっとった管理運営について

ア 協定の締結

協定の締結について、年度ごとの「年次協定」を締結していないものがあった。これは、指定期間を通じた複数年で、必要事項を記載した協定を結んでいるためとのことであった。

令和4年1月の要綱改正の際に、指定の期間を通じた「基本協定」と、年度ごとの「年次協定」の2種類の協定を締結すると明示していることから、年度ごとの「年次協定」を締結されたい。

イ 指定管理者の経営状況の確認

指定管理者の経営状況の確認について、毎年度ではなく、指定管理の更新ごとに書類の提出を求めているものがあった。

団体の経営状況は施設の管理業務に影響を及ぼすものであることから、毎年度、決算書その他団体の経営状況を説明する書類の提出を求め、経営状況を確認されたい。

ウ 労働環境報告書の徴取・確認・保存

労働環境報告書について、提出されていないものがあった。これは、徴取を失念していたため、実地検査の際に口頭で確認しているためとのことであった。

「前橋市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」にのっとり、協定締結後、速やかに指定管理者から労働環境報告書を徴取し、その内容の確認後、協定書とともに保存されたい。

エ 労働環境の変更の有無の確認

労働環境の変更の有無について、確認していないものや、確認したが労働環境報告書の余白に確認日を記載していないものがあった。

指定期間を複数年度としている場合は、毎年度、指定管理者に労働環境の変更の有無を確認し、変更がない場合は労働環境報告書の余白に確認日を記載されたい。

オ インボイスの写し又は精算書の保存

インボイス制度において、指定管理者からインボイスの写し又は精算書を受け取っていないものがあった。

媒介者交付特例の場合、指定管理者が適格請求書発行事業者である必要があり、市は指定管理者から受け取ったインボイスの写し又は精算書の保存（7年）が必要であるため、指定管理者から受け取り、適切に保存されたい。

(3) 施設の維持管理について

本監査の現場実査において、一部の施設で、改善が必要な維持管理状況を確認した。

施設が老朽化する中で、市民等が安全かつ快適に施設を利用するためには、適切な維持管理が一層求められていることから、施設所管課としても、定期的に施設へ赴き、指定管理者とともに状況を確認するなど、適切な維持管理に努められたい。

2 総括

本監査は、指定管理に係る事務執行や、安全管理の状況等を検証することにより、今後の適正な事務に資することを目的として実施した。その結果、おおむね適正な事務処理が行われていることが確認できたが、一部の事務においては改善や検討を要するものがあった。

指定管理に係る事務は各施設所管課で行うが、全庁的な制度運用は行政管理課が担っており、統一的な事務を行うために要綱等を制定するなど、施設所管課に対する支援や助言等を行っている。しかし、施設所管課において、要綱改正の内容を把握することなく、改正前の要綱に沿った事務が行われているケースがあるなど、不適正な事務執行が見受けられた。

このため、行政管理課において、指定管理者の指定までの事務の流れはもとより、指定期間中の分かりやすいチェックリスト等を作成するなど、施設所管課に対する一層の支援を行われたい。また、施設所管課においては、要綱等にのっとり確実な事務執行に努められたい。

本市の「指定管理者制度導入に関する基本方針」によれば、同制度導入の目的は「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ること」とされており、この目的を達成するためには、より優れた運営能力を有する団体を選定することが重要であると考える。

指定管理者の選定は、原則公募によって行うものとされており、本監査の対象となった施設のうち、公募により選定した施設の応募団体数は、半数以上が1団体のみとなっている。これは、施設管理を行うことができる団体が限られているといった現状もあるが、複数の応募者の中から、より優れた団体を選定できるよう、指定管理者を選定する際には、募集要項等の内容を十分に検討されたい。また、非公募の施設については、要綱の規定にのっとり、選定の際に

公募の可能性を引き続き検討されたい。

今後においては、人口減少に伴う利用者数の減少が懸念されるほか、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加など、公の施設を取り巻く環境はますます厳しくなるものと想定される。このため、利用者のニーズ等を的確に把握し、利用者数の増加につながるサービスの提供や、長期修繕計画等を作成し、計画的な予防保全を行うなどの対策が一層重要になるものと考える。これらのことと、市と指定管理者が連携しながら取り組み、より質の高い公共サービスの提供を継続して行える公の施設となるよう要望するものである。

参考資料

前橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成16年9月29日

条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に關し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、市が設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理を指定管理者に行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定管理者の指定を受けようとする団体に必要な資格

(3) 申請の期間及び場所

(4) 申請に必要な書類

(5) 指定管理者に行わせる業務の具体的な内容

(6) 指定管理者に管理を行わせようとする期間

(7) 施設の管理を行わせようとする指定管理者の選定の基準及び方法

(8) その他市長が必要と認める事項

(申請)

第3条 前条の規定による公募（次条において「公募」という。）に応じて指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に施設の管理に係る事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(公募によらない選定)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公募によることなく、指定管理者の候補者とする団体に対し、前条の規定による申請を求めることができる。

(1) 公募において前条の規定による申請がないとき。

(2) 公募において当該施設の管理を行わせることが適當と認められる団体がいないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(選定及び指定)

第5条 市長は、前2条の規定による指定の申請があったときは、当該事業計画書に記載された事業計画の実施に要する費用、その実施による効果、当該事業計画に沿って当該施設を管理する能力等を総合的に勘案して当該施設の管理を行わせることが適當と認められる団体を選定し、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者の指定をするものとする。

(選定結果の通知)

第6条 市長は、前条の規定により当該施設の管理を行わせることが適當と認められる団体を選定したときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(協定の締結)

第7条 第5条の規定により当該施設の管理を行わせることが適當と認められる団体として選定されたものは、指定管理者の指定を受けるときは、施設の管理に関し市長と協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設の管理に関する事項
- (2) 管理費用に関する事項
- (3) 事業の報告に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (5) 原状回復義務及び損害賠償義務に関する事項
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(秘密保持義務)

第8条 指定管理者及び当該指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(告示)

第9条 市長は、第2条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するとき、第5条の規定により指定管理者の指定をしたとき、法第244条の2第11項の規定により当該指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他指定管理者に係る事項に重要な変更があるときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(教育委員会の公の施設への適用)

第10条 この条例を教育委員会が所管する施設に適用する場合においては、第2条から前条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月14日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

指定管理者の指定に関する事務取扱要綱 (抜粋)

平成 17 年 3 月

(平成 19 年 4 月 一部改正)

(平成 26 年 2 月 一部改正)

(平成 29 年 3 月 一部改正)

(平成 30 年 6 月 一部改正)

(平成 31 年 3 月 一部改正)

(令和 4 年 1 月 一部改正)

(令和 4 年 4 月 一部改正)

(令和 4 年 12 月 一部改正)

前 橋 市

1 事務の基本的な流れ

※スケジュールは4月に指定管理を開始する場合の目安の時期です

指定手続条例の制定(H16.9)

- 条例に規定する事項（一般的な指定の手続）
 - ・公募の方法、申請の方法、選定の方法、秘密保持義務など

各施設の設置条例の制定・改正

- 条例に規定する事項
 - ・指定管理者が管理する旨の規定
 - ・管理の基準（施設の適正な管理、個人情報の適正な取扱いなど）
 - ・業務の範囲（施設の維持管理、事業の内容、使用の承認など）
 - ・（必要に応じて）利用料金に関する事項

《指定管理開始の前年度8月》

指定管理者の公募

- ・広報紙やインターネットHPなどによる公募（申込期間は原則30日間）
- ・募集要項の提示（施設の概要、申込資格、選定基準など）

申請

- ・提出書類（事業計画書など）の確認

選定委員会の設置

- ・応募者の中から指定管理者を選定するため、選定委員会を設置

《指定管理開始の前年度9月～10月中旬》

選定

- ・選定委員会において、選定基準（市民の平等利用、最大限の効用発揮、管理能力、経費縮減その他施設ごとに定める基準）に照らし、最も適当な団体を選定

選定結果の通知

- ・申込者に対し選定結果を通知

《指定管理開始の前年度12月》

指定議案・債務負担行為の議決

- ・指定管理者となるべき団体の名称、指定期間などに関する議決
- ・市が指定期間内に支払うべき管理費用に係る債務負担行為の議決

指定の通知・告示

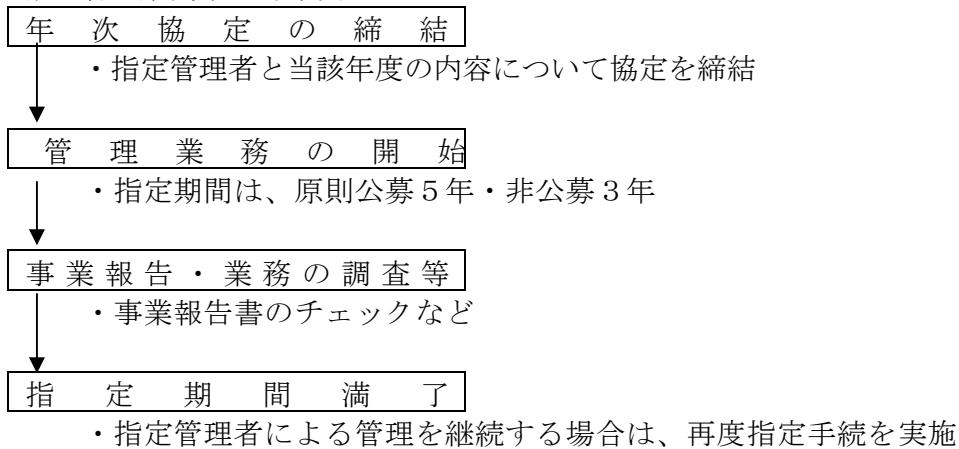
- ・相手方に指定管理者として指定する旨を文書で通知
- ・指定管理者の指定について市民に対して告示

《指定管理開始の前年度1月～指定管理開始年度の4月1日》

基本協定の締結

- ・指定管理者と管理の細目的事項等について協定を締結

《指定管理期間中の毎年度 4月 1日》



2 条例の設置方針

本市では多くの公の施設を管理していることから、各施設における指定手続等に関する共通事項は、前橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）の中で規定し、指定管理者が行う業務の範囲や管理の基準など各施設によって異なる事項については、各施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置条例」という。）の中で規定する。

(1) 指定手続条例 (H16.9.29施行)

一般的な指定の手続（公募の方法、申請の方法、選定の方法、選定後の取扱い、秘密保持義務など）について規定する。

(2) 設置条例

主に次の事項を規定する。

ア 指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨の規定

イ 指定管理者が行う管理の基準（施設の適正な管理、個人情報の適正な取扱いに関する事項など）

ウ 指定管理者が行う業務の範囲（施設の維持管理、業務の内容、使用の承認など）

エ （必要に応じて）利用料金に関する事項

【利用料金制度】

指定管理者が自主的な経営努力を發揮しやすくするためには、利用料金を直接指定管理者の収入としたり（利用料金制度）、利用料金を指定管理者の裁量で決められるような仕組み（承認料金制度）とすることが必要である。施設の性質や設置目的から、利用料金制度や承認料金制度を採用することが妥当と判断した場合には、設置条例の中に次の事項を規定する。

- ・利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。
- ・利用料金の額は、〇〇に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。

また、収益性の高い施設については、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる旨の規定を入れる必要がある。

○地方自治法

第244条の2 (略)

- 8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(3) 指定議案

指定管理者の指定を行う場合には議会の議決を経なければならない。議会に提出する指定議案の内容は、次のとおり。

- ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- イ 指定管理者となるべき団体の所在地、団体の名称及び代表者の氏名
- ウ 指定の期間（原則3年から5年）

○地方自治法

第244条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3 指定管理者の公募

指定管理者制度が導入された趣旨は、複数の候補者の中から施設を管理する者を選定することにより、施設の設置目的の効果的な達成と施設の稼働率の向上、経費の縮減という費用対効果が期待できるという点にある。したがって指定管理者は、公募による選定を原則とする。

ただし、施設の設置目的、利用状況、受託団体の設立経緯及び組織体制の整備状況を踏まえ、指定管理者の選定は、「指定管理者制度導入に関する基本方針」に沿って事務を進める。

なお、指定管理者の公募は、施設の効用が最大限に發揮され、市民サービスの向上が図られるといった観点にたち、一施設ごとに行うのか、同種の施設をまとめて行うのかを検討した上で公募する。

(1) 公募の方法

指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するときは、指定手続条例第9条の規定に基づき、告示してから、次の方法により公募する。

- ア 本庁舎での資料の配布
- イ 広報まえはしへの掲載
- ウ インターネットホームページへの掲載

(2) 募集要項

次に掲げる事項を明示した募集要項を作成し、公募する。

- ア 施設の概要
 - 施設の名称、施設の所在地、施設の設置目的、建物の構造などの施設の概要を明示する。
- イ 指定管理者の指定を受けようとする団体に必要な資格
 - (ア) 法人その他の団体であること（個人での応募は不可。また、例えば、福祉施設においては、社会福祉法人の資格を有する団体に限定するなど、施設の性質や設置目的等により条件を付することも可能である。）。
 - (イ) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - b 申請書類提出時点において、前橋市競争入札参加資格指名停止措置要綱による指名停止期間中である者
 - c 最近一年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者など
- ウ 申請の期間及び場所
 - 申請の期間は、原則として、公募した日から起算して30日間とするが、必要に応じ、これよりも短期又は長期とすることができる。
- エ 申請に必要な書類
 - 事業計画書その他市長が認める書類
 - ※詳細は「4 申請」に記載
- オ 指定管理者に行わせる業務の具体的な内容
 - 施設の設置目的に合った業務の具体的な内容を明示し、申請者が事業計画書などを作成するのに十分な情報を提供する。
- カ 指定管理者に管理を行わせようとする期間（詳細は「7 指定の期間」に記載）
 - 期間は、原則として、管理業務を開始する日から起算して3年から5年とする。ただし、施設の性質や設置目的等からこれにより難い施設については、この限りでない。
- キ 指定管理料
 - 施設の設置目的や業務内容、過去の実績などを十分に精査し、目安となる指定管理料を算定する。また、指定管理者の候補者の申込額は、債務負担行為の限度額の基準となることを明記し、申込者に対し指定管理料を精緻に算定することを促す。
- ク リスク分担
 - ※詳細は「12 リスク分担」に記載
- ケ 施設の管理を行わせようとする指定管理者の選定の基準及び方法
 - ※詳細は「5 指定管理者の選定（公募）」に記載

コ 市議会の議決

指定管理者の指定には市議会の議決が必要です。市議会の議決が得られない場合、指定管理者に指定されません。指定管理者に指定されない場合、市は一切の損害賠償を負いません。

サ その他市長が必要と認める事項

説明会（現場説明会を含む）に関する事項、利用料金制度に関する事項、協定に関する事項など

○地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

4 申請

申請者が提出する書類は、施設管理に係る事業計画書のほか、団体の経営理念や事業内容がわかる書類などで、その具体的な書類の例は次のとおり。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式例1を参照）
- (2) 施設管理に係る事業計画書及び収支計画書

申請者が事業計画書に記載する内容は、施設管理に対する基本的な考え方、利用者サービスの向上策、職員配置・確保策、緊急時の体制・対応、個人情報の保護措置、他の施設の管理実績、その他施設の性質に応じた必要な事項とする。

これらの項目一つ一つが審査の対象となることを十分考慮し、事業計画書に記載してもらう項目を具体的かつ個別に明示する。

- (3) 団体の概要を記載した書類

- (4) 役員名簿
- (5) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (6) 法人の場合は登記簿謄本
- (7) 団体の事業計画書及び決算に関する書類
- (8) 納税証明書など

5 指定管理者の選定（公募）

指定管理者の選定は、原則、公募によって行う。

- (1) 指定管理者選定委員会の設置（選定委員会設置要綱例を参照）

申請者から提出された書類を審査する機関として、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会の委員は、選定手続の公正性・客観性などを確保する観点から行政以外の外部委員を過半数以上入れる。外部委員は、事業計画書等を経営面から審査する企業診断士、経理面から審査する税理士などの専門的知識を有する者、各施設を利用する立場にある団体の代表者などが考えられる。

内部委員を入れる場合は、施設の内容を最も熟知している施設の所管部課長とする。

なお、より公正な審査が行われるよう、市の外郭団体が応募する場合には、その団体の理事や評議員となっている者は除くとともに、外部委員においても、応募事業者との利害関係のない者となるよう留意する。

- (2) 選定の基準及び方法

ア 事業計画書に記載された内容を選定委員会において審査し、その内容が、「利用者の声が反映され、サービスの質の向上が図られるものであること」、「施設の管理運営を安定的に行う能力や意欲があるものであること」、「管理経費の縮減が図られるものであること」、などを総合的に勘案して当該施設の管理を行わせることが最も適当と認められる団体を選定する。

イ 選定基準に応じた採点を行う方式を用いる場合、採点表については市として統一した様式（様式例2を参照）を設ける。ただし、施設の性質等を勘案し、配点の比重に格差をつけることなども考慮する。

ウ 書類審査のほか、必要に応じて、申請者に対してヒアリング等を行う。

エ 申請者が1者のみの場合であっても、評価が著しく低い場合等、適切でない場合も想定される。そのような事業者が選定されないよう、募集要項で「申請者が1者のみの場合でも、最低基準に満たない場合には、選定される、再度公募を行う」などと記載する。また、最低基準点をあらかじめ決めておく。

- (3) 選定結果

選定結果は、公の施設が市民に身近な施設であることからも、議会や市民の関心が高いとともに、積極的な説明責任を求められる事項に当たるので、選定委員会における選定結果及び選定理由は、文書に記録し、選定の決裁を受けるとともに、当該文書の写し又はその概要

を記載した文書を指定議案の提出に係る起案にも添付する。

(4) 選定結果の公表

指定団体名、指定期間、応募団体名、指定管理者の選定結果（選定方法、選定委員、選定基準、選定委員会開催結果、採点表及び選定理由）及び募集に係る関係資料は、指定議案議決後速やかに市ホームページにおいて公表する。

その他の選定結果は、「指定管理者の応募書類及び選定委員会の会議結果等の公開基準について」に基づき公開する。

6 指定管理者の選定（非公募）

指定手続条例第4条の規定により、①公募において団体からの申請がない場合、②公募において当該施設の管理を行わせることが適當と認められる団体がいない場合、③その他市長が特に必要があると認める場合（例：応募者を広く募ることが不可能な場合、公平・公正な競争環境が成立していない場合その他施設・サービスの特性等により、公募する意義がないと認められる場合）は、公募によらない選定を行うことができる。

(1) 選定の基準及び方法

公募することの意義及び合理性（不特定多数から応募者を募り、公平・公正な競争を行うことで、より優れた団体に管理されること）を踏まえ、非公募理由を慎重に検討とともに、公募によらない場合でも、公募による申請と同様の書類を提出してもらい、その内容を施設所管課において十分審査した上で選定を行う。審査にあたっては、書類審査のほか、必要に応じて、申請者に対してヒアリング等を行う。

(2) 選定結果

公募による指定管理者選定と同様、選定結果及び選定理由は、文書に記録し、選定の決裁を受ける。

(3) 選定結果の公表

指定団体名、指定期間、指定管理者の選定結果（選定方法、非公募理由及び選定理由）は、市ホームページにおいて公表する。公表時期は、指定議案議決日以降とする。

その他の選定結果は、「指定管理者の応募書類及び選定委員会の会議結果等の公開基準について」に基づき公開する。

7 指定の期間

指定の期間は、公募5年・非公募3年を原則とする。ただし、施設における特殊な事情等があるときは、個別に検討する（詳細は「(2) 特例」に記載）。

(1) 原則

選定方法	指定の期間
公募	5年
非公募	3年

(2) 特例

特例事由	指定の期間
① 施設の大規模改修等が行われ、改修工事期間中、施設の利用が大きく制限される場合 ② 将来的に同種の施設と一体で指定することができるよう、指定の期間を調整する必要がある場合 ③ 市の行政施策等に関連して当該施設を利用すること等に伴い、一定の期間当該施設の柔軟な管理運営が求められる場合 ④ 新規導入施設で、(1)に基づく指定の期間を経過する前に、指定管理者制度導入の効果の検証を必要とする場合 ⑤ 施設のあり方・機能、管理運営の方法の変更その他指定管理に係る仕様の見直しにより、(1)に基づく指定の期間を経過する前に、見直し後の仕様書による選定替を行う場合	5年を上限として必要と認められる期間
⑥ PFI手法により整備する場合	PFI契約で定める期間
⑦ その他特殊な事情があるとき	必要と認められる期間

8 選定結果の通知

- (1) 選定結果は、申請者すべての関心事項といえる。したがって、選定されたか否かにかかわらず、速やかにその結果を申請者のすべてに通知しなければならない。
- (2) この通知は、行政サービスとしての事実上の行為であり、行政処分としての性質を有するものではないが、通知の内容は、選定結果のほか、できる限り選定（不選定）の理由を記載する。

9 指定議案・債務負担行為の議決

(1) 指定議案の内容

指定管理者の指定を行う場合には議会の議決を経なければならない。議会に提出する指定議案には、「指定管理者となるべき団体の所在地、団体の名称及び代表者の氏名」、「指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び施設の名称」、「指定の期間（原則3年から5年）」を記載する。

なお、指定議案を議会に提出する際には、審議の判断材料として、選定委員会における選定結果がわかる資料も添付する。

(2) 債務負担行為の議決

指定期間を2年以上にした場合であって、指定管理者の指定により複数年度にわたる管理費用の支払債務を負担するときは、債務負担行為の議決が必要となる。

10 指定の通知・告示

(1) 指定の通知

指定議案の議決があったときは、指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に通知する。
(様式例3を参照)

(2) 指定の告示

指定管理者の指定は、市民の施設利用に係る権利義務と密接にかかわる事項であることか

ら、指定管理者を指定したことを市民に周知するため、告示を要することとした。
(様式例4を参照)

1.1 協定の締結

指定管理者を指定した場合には、当該指定管理者となる者と施設の管理運営に係る細目的な事項に関し協定を締結する。当該協定は、指定の期間を通じた「基本協定」と、年度ごとの「年次協定」の2種類とする。協定で定める事項は次のとおり。（協定書標準例を参照）

(1) 基本協定

- ア 当該施設の管理に関する事項
- イ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ 事業の報告に関する事項
- エ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- オ 原状回復義務及び損害賠償義務に関する事項
- カ 情報公開及び個人情報保護に関する事項
- キ リスク分担に関する事項
- ク その他市長が必要と認める事項

(2) 年次協定

- ア 当該年度の管理費用に関する事項
- イ その他市長が必要と認める事項

1.2 リスク分担

施設の管理においては、事故や施設の損傷など様々なリスクが発生する可能性があるため、リスク発生時に迅速かつ適切な対応できるよう、市と指定管理者との間で想定されるリスク分担を定めておくものとする。想定されるリスク及び分担は、施設及び利用の形態に応じて定めるものとする。

＜リスク分担標準例＞

項目	内容	指定管理者	市
物価・金利の変動	物価（人件費、物品費、水道光熱費等）や金利の変動に伴う経費の増加	○	※1
需要の変動	利用者の減少、テナント入居団体の退去、収入の減収	○	※1
法令の改正	関係法令等の変更に伴う経費の増加又は収入の減収	○	※1
税制の改正	税制改正等に伴う費用の増加	○	
資金調達	運営上必要な初期投資、運営資金の確保	○	
不可抗力	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	両者で協議	
運営リスク	施設の管理上の瑕疵に係る臨時休館等	○	
	改修、修繕、保守点検等による施設の臨時休館等	○	
施設、設備、備品の損傷	事故、火災によるもの	両者で協議	
	施設の設計や構造の瑕疵に係るもの		○
	施設の管理上の瑕疵に係るもの	○	
施設利用者等への損害賠償	施設の管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外のもの	両者で協議	
周辺地域・住民への対応	地域との協調	○	
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等	○	
災害時の対応	待機連絡体制の確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	災害復旧対応（本格復旧）		○
セキュリティ	警備不良による情報漏えい、犯罪発生等	○	
指定管理期間終了に伴う経費	指定管理期間が終了する場合、または期間途中において業務を廃止した場合における現状回復・撤収費用及び次期指定管理者への引継費用	○	
施設の火災保険加入			○

※1 指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすものは協議事項とする。

1.3 施設の点検

施設の利用者等の安全の確保と施設の長寿命化を図るために、指定管理者施設においても法定点検を含む各種の点検を適切に実施していく必要がある。安全を確保するという業務上の注意義務を怠った場合には、市や指定管理者が刑事上又は民事上の責任を行うことにもなる。

施設点検は、各種法令で義務付けられている法定点検と施設の管理者等が自ら行う自主点検に大きく分けられる。指定管理者施設においては、施設所管課自らが実施する場合を除き、これらの点検を指定管理者に行ってもらうためには、仕様書に明記しておくことが必要である。

分類			点検方法	点検頻度	記録
自主点検	定期点検	施設共有の点検	前橋市市有施設簡易点検マニュアルによること。	1~2回/年以上	実施した点検の記録は必ず保存しておくこと。
	警戒点検	警戒が必要な場合に実施する点検	前橋市市有施設簡易点検マニュアルによること。	台風接近時等	
	日常点検	日常的に実施する点検	前橋市市有施設簡易点検マニュアルに基づき各施設所管課で定めた点検マニュアルによること。	1~2回/週以上	
	その他点検	特殊な施設・設備の点検など	専用の点検マニュアルによること。	必要に応じて実施 (※1)	
法定点検			(※2)	(※2)	

※1 温泉施設その他特殊な施設・設備を有する施設として市長が指定する施設については、3年に1回の周期を基本として、専門業者による点検を自主点検として実施します。具体的な実施の要否及び実施時期は、選定替時に資産経営課及び建築部門と協議の上個別に判断します。該当する施設については、当該施設の特性に応じた点検項目、実施方法等を定めた専用の点検マニュアルを整備し、指定管理の仕様書に点検の実施を明記してください。

※2 建築基準法では、一定の用途及び規模以上の建築物の敷地、構造、昇降機、建築設備、防火設備について、定期的に損傷、腐食その他劣化の状況を点検することを義務付けています。さらに、電気設備や機械設備は、各種法令により定期点検が義務付けられています。必要となる法定点検は各施設の規模や設置されている機器等によって異なりますので、確認のうえ計画的かつ確実に点検を実施してください。

1.4 事業報告・業務の調査等

(1) 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に係る事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならないこととされている。事業報告書は、年度終了後30日以内に提出してもらい、施設の所管課は、この事業報告書の内容をよく精査し、必要に応じて、指定管理者に對して指導を行う。

事業報告の内容は、次のとおり。

- ア 管理業務の実施状況報告書（各種事業の実施状況、利用者数など）
- イ 管理に係る収支決算書
- ウ その他、管理の実態を把握するために必要な書類

(2) 業務の調査等

事業報告書の内容や実際の業務の状況等から指定管理者の業務内容に問題があると認めたときは、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、必要な場合は、業務内容の改善について指示を行う。

(3) 決算書等の提出

団体の経営状況は施設の管理業務にも影響を及ぼすものであることから、選定時と同様、指定管理期間中においても毎年度、決算書その他団体の経営状況を説明する書類の提出を求め、経営状況を確認する。

(4) 労働環境の確認

前橋市公契約基本条例（平成25年前橋市条例第12号）の規定に基づく指定管理者の労働環境の確認については、全ての指定管理者を対象に行うものとし、確認の方法等については、「前橋市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱（平成25年8月26日同定め。以下この項において「要綱」という。）」を準用して行う。

なお、労働環境改善通知書（要綱様式第3号）による通知や労働環境改善報告書（要綱様式第4号）の受理、要綱第6条の関係機関への通報については、当該施設の担当課が行うものとする。

また、指定期間を複数年度としている場合は、毎年度指定管理者に労働環境の変更の有無を確認し、変更がある場合には速やかに内容を変更した労働環境報告書の提出を求めてください。

(5) 指定の取消し・管理業務の停止

指定管理者が市長等の指示に従わないときや、指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合など、施設の適正な管理に重大な支障が生じる恐れがある場合には、指定の取消や管理業務の停止を命ずる。

○地方自治法

第244条の2 (略)

1～6 (略)

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8～9 (略)

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による

管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

15 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

市に代わって指定管理者が施設の使用料を徴収する場合、媒介者交付特例により、指定管理者が、指定管理者の名称と登録番号でインボイスを交付することや、代理交付により、指定管理者が、市の名称と登録番号を記載したインボイスを交付することができます。媒介者交付特例の場合、指定管理者が適格請求書発行事業者である必要があり、市は指定管理者から受け取ったインボイスの写し又は精算書の保存（7年）が必要です。

なお、利用料金制を採用している場合は、利用料金は指定管理者に帰属し、指定管理者が利用者に対してインボイスを交付することになります。

16 指定期間満了

指定期間が満了したときは、当然に指定の効力は失われる所以、指定期間が満了する前に、指定期間満了後の指定管理者に係る指定議案の議決を受けておく。